

中小事業主の特別加入について（建設業）

当協会は厚生労働大臣の認可を受け、中小事業主の特別加入の手続きを行っております。労働者を常時使用する事業主（事業主が法人その他団体であるときは、その代表者）及び役員、家族従事者の方がご加入いただけます。労働保険加入をご検討の方はご相談下さい。

費用について

入会金・更新料：なし

会費：社員2名の場合 月額 8,000円～ ※下記参照
(労働保険成立、保険料概算申告、特別加入申請等)

年度更新時：月会費1か月分、年間13会費

オプション：給与計算 月額 8,000円～
社会保険 月額 5,000円～

※事業所の規模により異なりますのでご注意ください。
また、国に納める労働保険料は含みません。

給与計算、労務相談も
お引き受けいたします！

オプションを追加した場合は**セット割引**になります。また、労務相談や助成金申請もお受けいたしますので、お気軽にご相談ください！



【例】建設業 従業員2名 オプション追加での月額費用

セットプラン	オプション追加料金		
給与計算を追加した場合	会費	給与計算	合計
	8,000円	+ 8,000円	= 16,000円
			セット割で
			➤ 15,000円（税別）
社会保険を追加した場合	会費	社会保険	合計
	8,000円	+ 5,000円	= 13,000円
			セット割で
			➤ 12,000円（税別）

労働保険の加入手続きについて

① 必要書類等をお持ちの上、来所ください

〈法人事業主様〉 登記簿謄本、印鑑、口座確認資料、口座印

〈個人事業主様〉 身分証明書、開業届（事業が確認できる書類）、印鑑、口座確認資料、口座印
(雇用保険の手続き) 従業員の方の情報（お名前、生年月日、性別、マイナンバーなど）



② 当協会が労働基準監督署へ提出。 手続き完了後、特別加入証明書をお客様へ



③ 年3回（6月、10月、1月）、納入通知書を送付致しますので、ご納付ください

お問い合わせ

京葉中小企業労務協会

☎ 047-426-5050

平日 9時～17時（土日祝日除く）